

## 今後1年(1月~12月)の企業ファイナンスの流れについて

2019年は平成から新しい時代に移り変わる節目の年でもあります。皆さま、本年を機に躍進を遂げたいものですね。今回のレポートでは、今年一年の企業のファイナンス活動についてまとめておきましたので、是非、ご参考にしてください。

### 《1月~》

1月に通常国会が召集されます。中小企業のファイナンス活動と関係が深い「平成30年度第2次補正予算案」及び「31年度本予算案」が審議されます。ほぼ法案通りに成立することでしょう。

2018年12月21日に閣議決定された第2次補正予算案によりますと、「中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業」に24.0億円、「中小企業生産性革命推進事業」に1,100億円、「中小企業消費税軽減税率対策事業」に560.6億円、「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に100億円、「事業承継・世代交代集中支援事業」に50億円が提出されています。

また同時に2018年12月21日に平成31年度予算案等が閣議決定されています。「事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進」として74億円、「生産性向上・人手不足対策」(ものづくり・商業・サービス補助金、持続化補助金、IT導入補助金関連)に369億円など、その他、資金繰り支援や災害支援など盛りだくさんです。

これらの予算については、**通常国会を通過する前に前倒しで実施される施策もあります**ので、しっかりと情報収集する必要があります。

### 《~3月~》

そして、3月末までには国会にて予算が成立して多くの施策が実施されます。また、3月になると多くの企業が決算を迎えます。同時に金融機関も決算を迎えるわけで、資金需要が高まる時期でもあります。業績のよい企業にとっては、資金調達しやすい時期でもあります。**出来る限り早め早めに金融機関に融資の打診をしておく**ことがと

ても重要になります。

またこの時期(春)には、補正予算からの流れで、**2月くらいから「経産省系の補助金」の公募が開始されて春に向かってピーク**を迎えます。申請対象になる企業においてはチェックしておきたいですね。

### 《夏~秋》

夏の時期になりますと、実施される公的施策(特に公募)が少なくなります。しかしながら、第二次公募などが実施される場合もありますので注意が必要です。また、季節指数の高くなる業種の企業においては繁忙期を迎えますので、仕入れ代金などの資金調達が必要な企業は早め早めの打診を心がけるようにしてください。

そして8月末までには各省庁から概算要求が提出されますので、次年度の施策などが明らかになります。ある程度の予測がつかます。

そして9月になると、3月末決算の企業においては半期の締めになります。金融機関も同じですので資金需要が高まります。

また、昨年(2018年)は「11月2日」に30年度第一次補正予算が成立しています。

### 《12月~》

年末になるとやはり企業の資金需要が高くなります。**年内の融資実行が必要な場合は、どんなに遅くとも12月20日くらいまでには申請を終えていたいです。できれば11月末までには申請しておきましょう。**

また、補正予算及び次年度の予算案が閣議決定されますので、施策内容がさらに明確になってきます。昨年はこの時期に第二次補正と次年度予算が閣議決定されています。

このようにあっという間に一年は過ぎてしまいます。事前に一年の資金調達計画を明確にするためにも、**損益計画及び資金繰り計画表を作成**することをお勧めいたします。そして、取引先の金融機関に提出して、この一年の活動を事前に理解してもらい、アピールしておきたいものです！